

「指定短期入所生活介護（ショートステイ）」重要事項説明書

(指定介護予防短期入所生活介護を含む)

当事業所は、ご利用者（契約者）に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇

1. 事業者	1 頁
2. 事業所の概要	1 頁
3. 職員の配置状況	2 頁
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2 頁
5. 苦情の受付について	4 頁
6. 緊急時における対応	4 頁
7. 事故発生時の対応	5 頁
8. 身体拘束の禁止	5 頁
9. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持	5 頁
10. 守秘義務に関する対策	5 頁
11. 非常災害対策	5 頁
12. 協力医療機関等について	5 頁
13. 損害賠償について	5 頁
14. 第三者による評価の実施状況等	6 頁

社会福祉法人 悠々会

特別養護老人ホーム シルバーハウス吹揚

1. 事業者

- (1) 名 称 社会福祉法人 悠々会
 (2) 法人所在地 愛媛県今治市黄金町3丁目2番地6
 (3) 代表者氏名 理事長 吉野 俊昭
 (4) 電話番号 0898-25-7575
 (5) 設立年月日 平成9年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所（平成12年4月1日指定 愛媛県第3870200247号）
 (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、短期入所生活介護サービスを提供します。この目的のため、そのサービスの提供に当たっては、ご利用者の意志及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、ご利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、ご利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとします。
 (3) 事業所の名称 指定短期入所生活介護事業所 シルバーハウス吹揚
 当事業所は特別養護老人ホーム「シルバーハウス吹揚」に併設されています。
 (4) 事業所の所在地 愛媛県今治市黄金町3丁目2番地6
 (5) 電話番号 0898-25-7575
 (6) 施設長氏名 真木 秀和
 (7) 営業日 営業日：年中無休
 及び営業時間 受付時間：午前8時30分～午後5時30分
 (8) 通常の事業実施地域 今治市内、但し、島しょ部、波方、大西、菊間、朝倉、玉川町を除く。
 (2005年合併前の今治市、以下、「旧今治市」とする。)
 (9) 利用定員 4人
 (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備を用意しています。利用される居室は原則として4人部屋ですが、個室をご希望される場合は、その旨お申し出ください。但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の概要	室数及び合計人数	備 考
個室（1人部屋）	7室 7人	
3人部屋	7室 21人	
4人部屋	9室 36人	
合 計	23室 64人	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	主な設備：平行棒、マッサージ器、訓練台、他
浴室	2室	介助浴1室、特殊浴1室
医務室	1室	
静養室	1室	
寮母室	2室	
便所	7室	
面接室	1室	

※上記の居室・設備は、すべて特別養護老人ホームシルバーハウス吹揚との共用となっています。

☆ 居室の変更について

ご利用者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況により、事業所でその可否を決定します。又、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

3. 主な職員の配置状況及び勤務体制

(1) 当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種 及 び 員 数	主 な 職 員 の 勤 務 体 制
施設長（管理者）： 1名	常勤 8：30～17：30
生活相談員： 1名以上	常勤 8：30～17：30
医師（非常勤）： 2名	隔週 月曜日：13:30～15：00、火曜日：14:00～15：00
介護職員： 20名以上	標準的な時間帯における最低人員 早朝 7：00～ 8：30 5名 日中 8：30～17：30 8名 夕方 17：30～19：00 6名 夜間 19：00～ 9：00 3名
看護職員： 3名以上	早朝 7：00～ 8：30 1名 日中 8：30～17：30 2名 夕方 17：30～20：00 1名
機能訓練指導員： 1名以上	常勤 8：30～17：30
介護支援専門員： 1名以上	常勤 8：30～17：30
栄養士： 1名以上	常勤 8：30～17：30

※土・日曜日・祝日は上記と一部異なります。

※職員は全て特別養護老人ホーム「シルバーハウス吹揚」の職員と兼務となっています。

(2) 職務内容

- 施設長(管理者) 本会理事長の命を受け、施設の業務を統括するとともに、施設の管理運営に当たる。
- 生活相談員 入所者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
- 医師 入所者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。
- 介護職員 入所者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
- 看護職員 入所者の看護、日常生活上の世話及び健康管理等に当たる。
- 機能訓練指導員 機能訓練の指導等に当たる。
- 介護支援専門員 施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価に当たる。
- 栄養士 給食業務に当たる。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。そのサービスについては、次の 2通りがあります。

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
- ② 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

(1) 当事業所が提供する介護保険基準サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常 9割～7割が介護保険から給付されます。

《 サービスの概要 》

① 居室の提供

② 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して、食堂にての食事を原則としています。

（食事時間）朝食 7：45～8：45 昼食 11：45～12：45 夕食 17：45～18：45

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽（機械浴槽）にて入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る為に必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、又、適切な整容が行われるよう援助します。

◎ サービス利用料金（1日あたり）（契約書第8条参照）

契約書別紙「サービス利用料金表」によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と滞在費及び食費の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご利用者がまだ要介護度認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第5、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

《 サービスの概要と利用料金 》

① 特別な食事（酒を含む）

- ・ご利用者の希望に基づいて特別な食事を提供した場合には実費相当額をいただきます。

② レクリエーション・クラブ活動

- ・ご利用者には可能な限り、レクリエーションやクラブ活動に参加していただきます。その場合は材料代等の実費相当額をいただきます。

③ 複写物の交付

- ・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担していただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

尚、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤ 通常の事業実施地域外への送迎

・旧今治市以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として料金を頂きます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までに説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス終了時ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ① 利用予定期間の前にご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出た場合、利用に際し施設が負担した費用（実費額）をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。
- ④ ご利用者がサービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けるとともに、苦情受付箱を事務所窓口（別紙）に設置しています。

・苦情受付窓口：生活相談員

・受付時間：日曜日・祝祭日を除く毎日、午前9時～午後5時

(2) 当施設では、苦情解決体制を次のように定めています。なお、その解決体制や解決手順等の詳細を別紙に定めるとともに施設内掲示板に掲載しています。

・苦情受付者：生活相談員、看護師長、介護主任

・苦情解決責任者：施設長

・第三者委員：2名

(3) 苦情受付については、当施設に直接申出る以外に、下記の機関に申し出る事ができます。

（電話番号及び受付時間については別紙参照）

・愛媛県運営適正化委員会（愛媛県社会福祉協議会内）

・愛媛県国民健康保険団体連合会

・今治市介護保険課

6. 緊急時における対応

当事業所の職員等は、サービスの提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにご家族へ連絡するとともに、主治の医師または本体施設の協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応（契約書第 15 条、第 24 条の 2 参照）

当施設において事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その賠償責任を速やかに履行するものとします。

8. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して職員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため指針を作成し、教育を行います。

10. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

11. 非常災害対策

当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ないます。

12. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。（但し、下記協力医療機関での診療や入院治療を義務付けるものではありません。）

・協力医療機関

- ・名称 吉野病院
- ・住所 愛媛県今治市末広町 1-5-5
- ・診療科 内科、循環器科、リハビリテーション科

・協力歯科医療機関

- ・名称 広小路科医院
- ・住所 今治市共栄町 1-3-6

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、事前に定めていただきました「緊急連絡先」に連絡します。

13. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に

該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、施設及び職員の依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

14. 第三者による評価の実施状況等

- ① 第三者評価の実施の有無：なし（検討中）
- ② 実施した直近の年月日：なし
- ③ 実施した評価機関の名称：なし
- ④ 評価結果の開示状況：なし

（説明日）令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム シルバーハウス吹揚

説明者 職名：..... 氏名：..... (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所：.....

氏名：..... (印)

(代理人選任の場合)

代理人 住所：.....

氏名：..... (印)

利用者との関係：.....